

淀川水系流域委員会 第22回淀川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

田中真澄委員、塚本委員

日 時 : 平成 15 年 8 月 26 日 (火) 14 : 00 ~ 17 : 00

場 所 : ぱ・る・るプラザ京都 5 階 会議室 A

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、定刻となりましたので会の方を開催させて頂きたいと思っております。これより淀川水系流域委員会第 22 回淀川部会を開催いたします。司会進行の方は、庶務を担当しております三菱総合研究所の方で務めさせて頂きます。私、関西研究センターの水嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせて頂きます。

まず、配付資料ですけれども、座席表、委員リストがありまして、「発言にあたってのお願い」。このグリーン色の紙です。それから議事次第。資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」。資料 2-1「淀川部会の各検討班とりまとめ状況」。こちらの方は宇治川・瀬田川・天ヶ瀬ダム・大戸川ダムの班以外の 3 班のとりまとめをとじております。それから資料 2-1 追加。こちらの方に宇治川・瀬田川・天ヶ瀬ダム・大戸川ダムに関連する事業検討班のとりまとめを掲載しております。それから資料 2-2「説明資料(第 2 稿)等について淀川部会に文書で提出された意見」。こちらの方は委員の方から出された意見をとじたものです。それから資料 3「8 月～10 月の委員会、部会、運営会議の日程について」ということで、今後の日程等を一覧で掲載しております。それから参考資料 1「委員および一般からのご意見」。こちらの方は前回の委員会以降、一般から頂いたご意見の方を掲載させて頂いております。

それから共通資料として、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第 2 稿)に係る具体的な整備内容シートとしてお配りさせて頂いております。委員の方々につきましては、机上の方にお 1 人 1 冊ずつ置かせて頂いております。あと、委員席及び河川管理者席の方々には、机上資料の方を置かせて頂いております。提言冊子、或いは提言別冊版、それから河川管理者説明資料関連ファイル。こちらの方は、これまでに河川管理者からご説明頂いた資料をとじたものです。それから、各部会に文書で提出された委員からのご意見、過去の淀川部会の現状説明資料を机上の方に置かせて頂いております。

続きまして、一般からのご意見について、時間の関係上、詳細は説明できませんが、少しご説明させて頂きたいと思っております。参考資料 1 の方をご覧下さい。前回の委員会以降、5 件の意見が寄せられておりますけれども、淀川部会に関連する意見としましては 387 番の方に淀川部会の皆さま宛ということで、木津川についての違法の耕作についてのご意見の方を頂いております。こちらの方もまた審議のご参考にして頂ければと思います。

あと、発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にも発言する時間を設けさせて頂きます。その際にはグリーン色の「発言にあたってのお願い」をご一読の上、ご発言頂ければと思います。それから、委員の方々の審議中には一般の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。それから、会議終了後に議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際にはマイクを通して、冒頭でお名前の方をおっしゃって頂いてご発言頂きますよう、よろしくお願いいたします。

本日は 17 時に終了予定となっております。時間通りに終了頂けますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、審議の方に移りたいと思います。寺田部会長、よろしく願いいたします。

寺田部会長

今日は久方ぶりの淀川部会で、前回の部会から 2 カ月弱たちました。この間、部会として、いろいろ検討のために取り組んできた内容につきましては、後ほど私の方からも報告をさせていただきますと思います。

それでは最初に、議事次第の 1 番目の委員会及び各部会の開催状況について庶務の方から、まず報告をして頂きます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1 の説明]

寺田部会長

庶務の方から最近の委員会、各部会の開催状況を説明して頂きましたけれども、私の方からも、重複する部分がありますが、皆さまに報告をしてみたいと思います。

資料 3 の日程表の資料ですが、ご覧頂きたいと思います。委員の皆さまもご承知の通り 10 月末、淀川水系流域委員会としての意見書のとりまとめというゴールがはっきりと見えるところまで近づいているという状況です。1 枚目の方に戻って頂きますと、10 月 29 日に最終の委員会というのが予定されています。これまで 2 年半にわたって皆さまの熱心な議論を経て検討してきた最終成果としての意見書を、この日に確定させるという予定になっているわけです。

振り返ってみますと、今年の 1 月 18 日に流域委員会としての提言を作成、発表したと思いますけれども、ほぼ 2 年間かけて提言をつくり上げたわけです。これまでにない議論を経て、河川管理者がつくられる河川整備計画案のもとになるもの、こういう内容を盛り込んで下さいよという提言を流域委員会がつくって、提言をしました。これまでの、いろいろ国なり自治体の政策のやり方ということからいけば、まさに革新的なやり方を実践したと思います。その後、それを受けて河川管理者の方から、1 月 24 日に第 1 稿という形で、河川整備計画原案のもとのようなものが出てまいりました。

その 2 カ月後の 3 月には、具体的な事業を盛り込んだ整備内容シートという非常に詳しいものが出てきました。それから 4 月、5 月の 2 回にわたって、ダムの見直しについての考え方が河川管理者から示されたということです。それから 6 月に第 2 稿が、これは第 1 稿の河川整備計画原案の案を発展させたものが出てきました。それまでの流域委員会での議論を踏まえて、いろいろ修正された第 2 稿が 6 月 20 日に発表されたということで、1 月に我々が提言を発表しましてからは、この計画主体である河川管理者の方のつくられる素案が次々と出てきたということです。

それで委員会も各部会も、提言を発表した後ちょっと皆さまの気持ちが一段落したなということで、ほっとしたということもありまして、次々と出てくる河川管理者の素案の検討が少し遅れぎみであったと思います。しかしその後、主には第 2 稿と整備内容シートと

いうものの中身について、私たちが提言をした提言内容がどれだけ反映されているか、もしくは不十分なところがあるかということの検討をずっとやってきました。

先ほど庶務の方から報告して頂きましたけども、7月5日にこの淀川部会も開催しましたけども、河川整備計画の素案としての第2稿及び整備内容シートについての各委員の読み込み、検討が必ずしも十分ではないというような反省のもとに、やはりみずから自分たちで学習会をやって、全員がこの河川管理者が示してきておられる中身を十分に検討しようという発想から、委員間の学習会という形で、検討会というものを行うことにしたわけです。それで各班編成をして、その議論を深めようということでした。私たち委員会の一番中心的な仕事は、最終の報告書というものをきっちりと仕上げるといって、河川整備計画の原案に具体的に盛り込まれるべき内容を意見書としてとりまとめる必要がありますから、そういうことをやろうということによってまいりました。

先ほど報告がありましたように、7月末に現場の方の見学といいますか、調査というものをやりましたけども、それ以後、検討会、勉強会を重ねてまいりました。その間には、一度だけ河川管理者の方にも来て頂いて、聞きたいところを聞かせて頂きましたけども、基本的には、検討会は委員だけの勉強会、議論を深めるためにやってきたわけです。そういう勉強会をやってきた結果を、議事録の2番目にあるように、各班でつくって頂いたとりまとめの内容を報告して頂こうと思っております。この内容について、部会の中でも委員間で議論をして頂こうと思っております。

その後どうなるかということですけども、9月5日の委員会には、河川管理者の方から河川整備計画の原案の基本になる第3稿というものが提出される予定になっております。従って、最終的に淀川部会なり委員会として意見書をつくる時の意見内容は、第3稿として最終的に出されるものに対する意見を出すということになります。もちろん、これまでの第2稿を中心とした検討が無駄になるわけではありませんし、第2稿を発展させたものとして第3稿が提出されるという予定でありますから、9月5日以降は第3稿を前提にして、最終的な報告書の中身に向けた検討が行われるということなのです。

2カ月の間に最終的な意見書を確定するという作業までやらなくては行けないということで、後ほど9月5日以降の部会なりの検討をどのように進めるかということもお諮りしたいと思っております。そういう状況にあってなお、残り2カ月間、部会の委員の皆さまも一層の努力、協力をして頂かなければ行けない、かなりのエネルギーを注いでもらわなければ行けないということになっているということを申し上げておきたいと思っております、皆さまにご報告さしあげた次第です。

それでは、審議事項の2番目に入りたいと思います。

今も申し上げましたように、部会内で8月にずっと検討してまいりました検討の成果として一定のとりまとめを各班でやってもらっておりますので、各班の方で報告をして頂いて、そして委員間での意見交換を行いたいと思っております。報告は2つくらいに分けて、第1段階が終わったところで意見交換をやって、その後、残りの部分をまた報告して頂いて議論を行うということで行わせてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初の報告は原田委員の方から、よろしく申し上げます。

原田委員

木津川班の原田です。資料 2 - 1 の 2 ページ目から、まとめたものがありますので簡単に紹介したいと思います。

まず「川上ダムについて」。川上ダムに関連して検討したこと、考えたことを述べさせて頂いています。治水面、利水面、環境面と分けて書いてあります。治水面では、まず、川上ダムの説明資料では、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標とするということで、いろいろな施策の比較がされています。これは狭窄部上流の治水目標をこのように置こうということが第 2 稿に書かれていることによるのですが、まず、このこと自身が問題ではないかと考えました。

狭窄部の下流では、壊滅的被害の回避が重要な目標とされているにもかかわらず、それを考えないで、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標にしているということです。さらにイの方で挙げさせて頂きましたけども、それを 30 年間で達成しようということで、本来考えるべき代替案が認められなくなっているのではないかというふうに感じました。狭窄部上流というのは、狭窄部の開削を当面しないという足かせをはめられて、とり得る方策が限られている中で、浸水被害の解消を目標とする形で、さらにとり得る方策を狭めていくことを、私たちは疑問に思っています。そういうことも踏まえて、さらに代替案を検討すべきであろうということを書いております。読んで頂いたら大体わかると思いますが、先ほどの目標を達成できるか達成できないかというだけではなくて、様々な方策についていろいろな状況でどれくらい治水効果があるのか等を考えてみるべきではないかと考えました。

それから堤防強化についてなのですが、下流の方では重視されているにもかかわらず、第 2 稿を読む限りでは上野盆地の堤防強化について触れられていません。これも問題なのではないかと考えています。それから 3 番目ですが、岩倉峡上流部、上野盆地より上流というのは直轄区間は非常に少なく、殆どが県管理の区間です。そういうところの治水の進行状況であるとか、洪水状況であるとか、そういうのも考えた治水計画であるべきだと思いますし、治水対策をそういう県管理の場所も含めて広く考えることによって、より現実的な対策というのも考えられるのではないかとということです。

4 番目は治水効果についてです。先ほどとも重なるのですが、浸水被害の解消以外の点についても評価するためには様々なあらし方が必要であるということです。5 番目ですが、狭窄部上流の治水目標が、先ほど言いましたように既往最大規模の洪水時の被害解消となっているということ自身も考えるべきではないかと思います。5 番のイとして、治水の効果を予測する時に使われた方法等についても、ある程度一般の方にもわかりやすいような形で示す必要があるのではないかというようなことも述べています。

次に利水面なのですが、水利権の転用等、淀川水系流域委員会が提案している水需要管理の手法をいろいろ使うことによって、川上ダムからの利水は不要になる可能性がないかを検討して欲しいということです。それに関連してですが、川上ダムについても水需要の精査を行うということが述べられていますが、その場合、単にこれだけ要ると利水者

が言っているというのではなくて、どれくらいの値段ならどれくらい使うかというようなことまで評価する、そういうことが淀川水系流域委員会が提案している水需要管理という観点での利水のコントロールを考えていく時には重要ではないかというような、一般的なことも提案しています。

それから環境面です。これについては、もう少し考えて書き足すべきであると考えている部分もあるのですが、川上ダム流域の希少性とか重要性、どれくらい大事なところなのかということを示す必要があるのではないかと。それは木津川上流域という範囲の中で川上ダムの流域がどれくらい大事なのかということもありますし、世界の中で川上ダムの流域がどれくらい大事なのかということもあると思います。そういうことも示すべきではないかと考えています。それから、川上ダムの流域の場合はオオサンショウウオが非常に重要な生物となっているわけなのですけれども、その保全努力を、必ずしも川上ダム流域だけではなく、木津川上流域の他の生息地も含めて、全体としてよくしていくという方向を考えた方が現実的なのではないかという提案もしています。

それから「川上ダム以外の木津川部分について」ですが、この部分については、まだ若干項目ごとに足さなければならない部分があると考えていますが、上野遊水地の堤防補強ということについて全く書かれていません。これは過去の資料を読み返してみますと、第17回淀川部会では堤防補強も当然考えていかなければならないというような議論があったように思いますが、1つも書かれていないわけで、この点についてももう少し検討していく必要があるのではないかと考えています。

それから、木津川筋の場合は魚道という、縦断方向の連続性の回復というのが非常に重要な課題であろうと認識しています。それは木津川筋、特に木津川本流筋には大きなダムがなく、淀川流域の中で大阪湾からずっと源流に近いところまで魚の移動を保障することができる可能性のある流域だと考えますので、まずそれを目標にがんばってやっていくべきではないか、但しその時には堰の必要性とかそういう根本的なことも含めて、第2稿に書かれている以上に検討していく必要があるのではないかとかということです。それからウなのですが、木津川筋には高いダムが幾つかあります。それに魚道をつけるというようなハード的なやり方で、縦断方向の連続性を回復しようとするというのは、まだちょっと優先順位は低く考えておいた方がよいのではないかとというようなことも書かせて頂いています。

寺田部会長

それでは、桂川の方も報告して頂いて、その後ちょっと意見交換をしたいと思います。

渡辺委員

桂川班の渡辺です。十分な形で表現できていないと思いますが、取り敢えず朗読して説明させていただきます。

まず、桂川における主な問題点として、桂川の関連事業からとりあげたいと思います。1番に全般的な問題点として、まず日吉ダムの問題、それから狭窄部の開削問題、これは亀

岡とか保津です。それから嵐山から下流の堤防強化問題ですね。これは応急的な堤防強化とか堤防の拡幅事業等が現在も実施されております。こういう事業は全て桂川全域の河川整備計画として検討、実施されるべき問題であって、それぞれ関連した実態を踏まえた中での計画とか意見交換が必要であるということです。例えば、狭窄部の開削問題は下流の堤防強化と密接な関係がありまして、日吉ダムとてそれらの中で関連されていまして、これも同様と考えます。しかしながら、これらは直轄の国土交通省と直轄外の京都府が、管轄が違うので同じような形では提案できないと思いますが、それぞれ独立した形の中で個別に取り上げて説明したために、関連した内容について住民に理解しにくい形となっているのが現状かと思われまます。そこで、国土交通省と京都府は連携して事を運び、幅広い形で住民の意見を集めて、桂川の河川整備の検討と実施を図るべきだと思われまます。

それでは、まず日吉ダムについて説明します。第2稿において保津峡上流部、亀岡地区の浸水被害の軽減対策として、現在の日吉ダムの治水機能による治水調査と京都府による河川整備が進められてきたことによって、現在浸水の面積とか浸水家屋が減少してきているのは事実かと思われまます。今後さらに、上流部にある亀岡盆地の遊水地施設の整備等が進展すれば日吉ダムの治水機能の強化等は不要になるのではないかと思われまます。そこで、この計画は、これから述べます理由によって妥当性に欠けた非現実的なものと私自身は判断していますが、これにはいろいろ意見があるかと思われまます。

それは、日吉ダムの利水機能の一部を大戸川に振り替えをする計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としていて、計画自体が大戸川ダム建設への有効条件に加えられている感じが強いということです。また大戸川ダム建設が、流域委員会の提言が示す、例えばいろいろ条件を出しておりますが、その条件をクリアできるとの確証も現在得られていないということと、それから日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り返るとしても、特にこの2、3年、日吉ダムは渇水状態が続いておりまして、日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうかという疑問があります。それから、日吉ダムの機能を大戸川ダムに振り返ることで、三川合流から下流で給水されていますので、そこで取り敢えず三川合流より下流の利水が確保されたとしても、今度は日吉ダムから三川合流までの流量が減少して、桂川水系の河川環境を悪化させる可能性があるかと思われまます。特に渇水時は問題があるのではないかと、大体こういうような理由があります。

それから、3つ目の狭窄部の開削についてですが、第2稿では狭窄部の開削は当面実施しないとされていますが、この「当面」というのはいろいろ内容があるかと思われまます。「当面」の意味としては、開削は下流部の堤防強化の進捗状況を見て、実施の判断とされてきましたけども、現在継続・実施中の嵐山から下流の桂川水系ならば、堤防強化事業はこれまでの実施面と今後の進行面において、再評価とか、検討が現在残されており、完成までにはどのくらいかかるのかわからないという状況です。恐らくかなりの長いスパンになるのではないかと思われまます。

それと、自然がつくり出した狭窄部の開削は避けるべきだというような提言もありまして、当面開削できないとの判断に至ったものかと思われまます。そうなりますと、これに関しても開削しない場合の今後の問題点というのでも出てきます。例えば、当面開削しないで

それを日吉ダムの治水強化にもし頼るとすれば、前記の大戸川ダム建設の問題も含めまして、日吉ダムの問題点もクリアしていかなければならないと思います。日吉ダムの治水強化に頼るということは、取り敢えず現時点においては非現実的ではないかと思われる。

それから、狭窄部の開削を当面実施しないとなりますと、上流の亀岡地区の遊水地の河川整備計画も含めた浸水対策が今以上に重要な課題となってきます。桂川は嵐山よりも下流は国土交通省の管轄でありまして、堤防強化事業等が継続実施されております。上流部の浸水対策等は京都府の管轄であります。これは、両者密接に関連しており、下流の堤防強化の課題とあわせて京都府の方も検討していく必要があるのではないかと考えられます。

大体、大きな問題点としてはこのくらいなのですが、次に4番目です。これも管轄の問題に関連しますが、保津地区の亀岡の河川改修事業についてです。これは京都府の事業になりますが、保津峡狭窄部による、例えば保津橋下流の浸水対策として、ダムによる洪水調節と河道整備が計画され、今までに日吉ダムの建設とともに保津工区の築堤とか河道掘削が進められてきました。これについても、今後、問題点があります。この改修計画は当面計画の規模で昭和57年出水に対応するものとして、計画水量を1,500m³/sとして計画されました。将来的には、例えば100年に1回の出水を想定して、計画水量を3,500m³/sまでとしておりまして、そうしますとかなりの開削事業を要する計画のように思われます。この点で、当面開削せずに何とかという代替案を優先する流域委員会の要請との関連で、今後大きな問題になるのではないかと考えて、亀岡盆地の遊水地の整備の関係が今まで以上に大きくクローズアップされるのではないかと考えられます。

それから、2番目に保津地区の河川改修は、嵐山から下流の河川改修は直轄ですけども、これらと密接に関係するものですから、現在行われている国土交通省の堤防強化も含めて改修工事の現状と課題を踏まえた上で、京都府は独自計画に陥ることなく、適切な検討がなされるべきであると思います。

これは内容的に不十分であるかもわかりませんが、後で補足を頂きたいと思います。

桂川の関連事業というのは大体このくらいなのですが、次に利用について指摘させて頂きたいと思います。まず河川敷利用について。公園、グラウンドとしての利用について、桂川流域においても、河川敷事業として広範囲にわたって公園やグラウンドの整備が進められてきました。結論的に言えば国とか地方行政の河川環境を軽視した都市計画の産物かと思われるということです。これらは当初の計画時において、提言にもありますが、川でなければならぬ利用とか、川に生かされた利用の理念というものが管理者側にあれば、法整備も含めて現況はもう少し変わっていたのではないかと考えられます。しかしながら、今なお河川敷を公園やグラウンドにして使用したいという要望があり、例えば京都市では都市計画の中に、羽束師付近の桂川左岸の河川敷に公園とグラウンドの整備の計画を持っています。今後の河川管理者側の河川利用計画の持ち方、または対応の仕方としては、住人のこのような要望に対して堤内地に用地確保の努力をすることと、堤外地でなくても、機能可能な施設は堤内地に移行すべきという姿勢で望む必要があるのではないかと考えられます。また、既設の施設使用に関しても、河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものについては、利用制限の措置をとるべきであると思います。さらに、新規の整備は原則として認

めるべきではなく、多くの住民の強い要望がある現状をかんがみて、河川管理者が提案し、現在検討が行なわれている河川保全利用委員会（仮称）を早急に設立させて、住民との話し合いを中心に制限措置をとる必要があるのではないかとと思われます。

なお、河川保全利用委員会は構成メンバーが学識経験者、各流域の自治体関係者という形で検討がされているような感じがするのですが、それに加えて住民の代表者が構成メンバーの中に入ることを強く要望いたします。

それから次に、不法耕作とか不法占用についてです。桂川の流域においても、不法耕作とか不法占用は、例えば桂大橋と西大橋付近の河川敷に大体集中しているようです。河川敷での耕作というのは、私有地としての耕作とか、占用許可を受けての耕作とか、不法耕作があります。不法耕作にはもちろんですけども、河川敷内の耕作地には古い作業小屋ふうの建物が連立して、景観的にも悪く、農薬の使用等の問題もありまして、河川環境上よい状況とは言えないということです。そこで、河川管理者は利用者と十分に話し合うことで説得し、土地の買収とか堤内地内への代替地の移転等の措置を早急に講ずべきであると思われる。また、不法耕作の是正については、河川管理者が毎年実施計画を立てて、是正の優先順位に従って実施しているとのことですが、継続的な違法行為に対して、河川工事とか、河川管理上支障がなければ放置してきたという経緯があるみたいです。この判断こそが今までに多数の違法な形をつくり上げてきたのではないかとと思われます。

そこで、新規であろうが継続的な違法であろうが、毎年の計画の中できちっとした是正措置を講ずべきだと思います。今後の河川管理上の方策としては、管理者側の積極的な形での是正措置が講じられた場合、住民との間に多少なりとも摩擦が予測されますので、当問題についても、先ほども申しましたが河川保全利用委員会を早急に設立して、そこで十分に検討して住民との話し合いが必要かと思われます。なお、先ほど言いましたように、河川利用委員会の構成メンバーの中には、住民代表も必ず入れるべきだと主張します。

それから、産業的な利用として漁業の復興と魚道の整備について指摘したいと思います。漁業の復興というのは、第 2 稿に取り入れて頂きましたので、ここで取り上げさせていただきます。漁業の復興というのは、提言にもありますが、生態系及び水温・水質、河川の連続性等の河川環境が健全になって初めて可能になると言えます。従って、まずは、河川環境の保全、再生が必須であり、河川の横断方向及び縦断方向の連続性の回復が必要となります。そこで、淀川水系の上流域まで魚が遡上・降下できるような河川横断施設、ダムとか井堰とか落差工を含みます。その魚道の整備が挙げられます。それは、ダムとか河川横断施設を再点検して魚道のない施設には魚道を新設し、不完全な魚道には改修を実施するという事です。これらの措置は特別な魚種、例えば漁業組合の指定する漁業権魚種の保護とか育成のためだけではなくて、当該河川固有の在来魚介類の生息する川づくりとか、河川環境づくりのためであって、それが結果的に漁業復興につながる対策かと思われます。

現在の桂川水系は 1 号井堰から一の井堰までの 8 つの井堰はいずれも魚道整備等が不完全でありまして、構造改善の検討課題にも挙がっていますが、直轄河川の井堰ですので、できるところから実施の方向へ進めて頂きたいと思います。それから、直轄外になりますが、その上流の寅天井堰、これは統合井堰ですが、そこから日吉ダム下流までの 8 つの井

堰も灌漑用のものが殆どで、どれもが魚道が不備で魚の遡上・降下を妨げておりまして、改修への調査検討が必要なものばかりです。これらの井堰の管理は寅天井堰の京都府を初め、八木町、園部町、日吉町でありまして、河川管理上は直轄外です。取り敢えず他省庁及び各自治体との連携が必要となりますが、取り敢えず淀川全域の河川環境の復元のため、河川管理の直轄と直轄外が協働し合って調査検討することが望まれます。これもかなり時間がかかるとは思いますが、魚道の整備というのは下流から順番にやるのが理想ですが、それもかなり時間もかかりますので、取り敢えず実施できるところから実施していくというような方針で行って頂きたいと思えます。

次に、既設ダムについてです。桂川では日吉ダムですが、その構造改善として魚道の設置の検討と例えば施設が不可の場合における代替案の検討が挙げられていますが、ここ 20 年から 30 年をもくろんだとしても、日吉ダムへの魚道の設置は大変大きなリスクがありまして、非現実的と判断せざるを得ないと思えます。従って、魚道対策不可の場合における代替案の検討こそがより有効な改善策を生み出せるものではないかと考えられます。

例えばダム湖への高度な水質浄化システムの導入が考えられます。これはこれからの開発が望まれますが、それとダム湖へ流入する河川の連続性の回復ですね。これらの検討であります。また、同時にダムによって遮断された土砂移動の連続性の回復の検討も必要であるかと思えます。日吉ダムの上流の堰・ダムが貯砂ダムとなって、日吉ダム自身も土砂が堆積されていますけども、現在のところは土砂移動については、施設等は稼働しておりません。

そこで、将来的に淀川水系の魚道が完全に整備され、少なくともダムまでの河川の連続性が可能になった場合、淀川大堰を通過して桂川水系を日吉ダムの直下まで溯上してきた魚を水質浄化されたダム上流に汲み上げ放流することで、ダム上流の生態系を乱すことなく、健全な魚の増殖が図られて、漁業の復興につなげることができると思えます。

ただ、今後の問題ですが、日吉ダムに居ついている生態系を乱す、例えばブラックバスとかブルーギル等の駆除対策は以後も検討課題になると思えます。大体、大まかですが、このくらいでまとめさせて頂きました。

寺田部会長

2 つの班から、これまでの検討してきたところの状況を報告して頂きました。まず、ここで区切ってこれまでの 2 つの班の報告内容についての意見交換を行いたいと思えます。まず、委員の皆さまの方から今の報告に対する意見とか、もしくは補充するものとか何かありましたら、意見を出して頂けますでしょうか。

塚本委員

実は一番の根本は壊滅的被害の軽減であるというのは、もともとの理念であり、河川管理者側のもともとがしてこられたテーマです。これが抜けているのではないかと感じます。というのは、今までの河川工学でやってきた水のコントロールの量とか、そういうものは工学の人もおられるのである程度現地も見てやってきました。だけど、一番大事なところ

は、それ以上の雨が降った時に、どれくらい水を外に逃がすのかということです。これが入らないといけません。今のところ、河川管理者の説明では遊水地はできませんということになってしまっているわけです。余野川ダムも最近見せてもらいましたけども、余野川ダムは都市開発とかなりしっかりと結びついています。そうしますと、この2、30年に本当に流域を再生するというのであれば、実はもう少し精査、検討すると同時に、河川管理者だけではできない、他の省、農林水産省とか、それから住民自身がそこに参画してお互いに結びつけていくとか、良好な関係を持たないと水を逃すということとはできないのです。

それから、洪水と浸水と被害は違います。その違いをわかってこない、ダム自身を原則的にやめて下さいと言ってもできないわけです。

それと、開削も当面実施しないということで、私も昨日も桂川へ行ってきましたけれども、実はいろいろな洪水に対して対策というのはやはり考えているわけです。それで、もともとの風土そのものを变形していけば、後に戻れませんが、そのような变形していくことによって開発してきたわけです。大阪も京都もそれぞれやってきたということがあったら、もう少しその関係、都市計画等も含めてどうあるべきだということを検討し、開削は原則的にやめようよとなすと思います。お互いの納得のもとに自治体も住民も、国の河川の方自身もやはりそこを勉強して、少しでも周知徹底して勉強会をやるにしても、そういう考え方を浸透させて頂かないと、環境の許容量というのは実現しません。この具体というのは、今後実はちゃんとプロセスとしてできていくと思います。そこをもう少し考えて頂きたいと思います。それが冒頭の、皆さまに対する私の意見です。

寺田部会長

塚本委員は渡辺委員が報告された桂川の方の班に所属されているのですが、今の意見は、先ほどの渡辺委員が報告された桂川班の補充的な意見なのですか。趣旨がよくわからないところもあります。

塚本委員

開削というのは原則的にはしないというところで、もう少しお互いに話し合いをしたいと思っているところです。

田村委員

保津の河川改修の狭窄部の開削の話だろうと思います。

実は(4)の に書きましたのは、京都府が現在やっている計画を説明したものであって、私の意見ではありません。京都府が現在こういう計画で最終的に3,500m³/sの計画を立てるとすれば、恐らく開削等が必要になってしまうだろうと思われま。それをするかどうかというのは、京都府だけで決めるものではなくて、下流の堤防その他の改修というのが関係するということを指摘している、この計画がよいとは思っていません。原則は、先ほどお話しした通りでありまして、やはり開削は避ける、やるべきではないというのは流域委員会の提言にあった通りです。

寺田部会長

桂川班の保津峡の狭窄部の開削のことに関連した報告の部分についての意見だと思いますが、他の委員の方で意見は何かありませんか。

聞いている方が少しでも問題点がわかるように説明をしながら意見を出してもらいたいと思います。委員はずっと議論を経てきて、ある問題意識の中で議論しているのでわかっているかも知れませんが、今日来て頂いている皆さまはそういう議論の過程を聞いておりませんので、もう少し丁寧に説明をして頂かないと議論の中身がわかりにくいと思います。

田中真澄委員

直轄と直轄でない河川との整合性の問題がやはり一番大きなポイントになるのではないかと思います。当面開削しないというのが近畿地方整備局の当面の計画であり、この3,500 m³/s という流量は莫大な流量だと思いますが、このような流下能力にしようと思えば、当然開削という計画が出てくるわけなので、こうした問題が出てきた時に河川管理者の方がどういうぐあいに対応されるのか、或いはこういう計画に対して京都府とどのように対応していかれるのか、河川管理者に聞いてみたいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

京都府の亀岡地区の3,500m³/sの計画高水流量というのは、開削を前提にした流量であります。従いまして、今回私どもで河川整備計画の中で当面開削をしないということが決まりましたら、当然、開削されないことには流れませんから、3,500m³/sというのは実施されないということになります。もともと京都府も保津峡は一切開削していません。それで、京都府の方も保津峡が開削されたら3,500m³/sになりますよということによっておられますので、そこについては整合がとれていると、私どもは考えております。

寺田部会長

この点はよろしいですか。宮本所長の方が説明をされましたけれども、第2稿で示されている狭窄部の開削については、当面実施しないと明確に述べておられるわけです。その結果、保津地区の浸水被害を軽減する方策として、先ほど渡辺委員から報告がありましたけれども、日吉ダムの治水能力の強化ということで利水部分を振り替えるのだというようなことが1つの考え方として示されているわけです。それに対する問題点が、先ほど班の報告として示されたと思いますけれども、その辺の問題点を具体的にもう少し深めてもらったらどうかと思いますが、いかがですか。

今本委員

まず、資料2-1の意見書ですが、それぞれの班が検討したもので、部会としての正式な意見でも何でもないということを確認したいと思います。聞いていましたら、私自身がこの意見者に対して質問をしたいところもあります。やはり、そういう段階だということ

まず前提に置いて頂きたいと思います。

それから、先ほどの狭窄部の問題ですけども、提言の時に狭窄部は開削しないというのは、あくまで 30 年間ということ念頭に置いた場合、狭窄部は開削しない方がよいであろうというものでした。これまで何故開削されなかったのかと言えば、下流の治水安全度が保たれないという理由で開削が遅らされてきたわけです。では、下流の治水安全度がクリアされたらどうなのかということになります。その時にはその理由が崩れますので、また別個に検討する必要があることとなります。ただ、この河川整備計画が今後 2、30 年間に対象にしているということを考えましたら、この 2、30 年の間に下流の治水安全度が確保されるということはおそらくないであろうと思われる。

そういうことを前提に考えますと、開削する可能性があるのも案の 1 つだと言うことは、住民に錯覚を与えることになるのではないかと、そういうことではいけないということで、原則として開削しないと提言に書いたわけです。では、大きな流量が発生したらどうなるのかですが、どういう流量を対象にするかは別にして、いかなる洪水が来ても壊滅的な被害を避けられるような川づくりにしていこうというのは、これはやはり当面の目標かもわかりません。それらが全てできたらその段階ではさらに高い目標ができるかもわかりません。しかし、やはり今、我々がなすべき最も重要なことは、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害が起きないようにしようということなんです。このいかなるというのが、例えば 1,000 m³/s なら流れるけども、1,500 m³/s ならどうか、3,000 m³/s ならどうかということになります。3,000 m³/s を超えて、4,000 m³/s を超えようと災害は起きますけども、壊滅的な被害が起きないようにしようというのが、これまでのところの河川管理者側の意思でもあり、提言の意思でもあると思っています。

寺田部会長

今本委員が最初におっしゃったことはその通りで、まだ部会の守備範囲についての部会意見は最終的に決まったわけではありませんし、まだまだ議論過程という状況です。今までの検討過程を報告させてもらっているということですから、聞いて頂いている皆さまも、そのようにご承知の上でお聞き願いたいと思います。

進行役があまりしゃべってはいけないんですけども、先ほどの振り替えの問題ですね。渡辺委員が問題提起されているのは、狭窄部の開削が当面ないということ前提にして、そして河川管理者の方の第 2 稿で示されている浸水被害軽減のためのものとして、日吉ダムの流水機能の部分を大戸川の方に振り替えるのだということです。言い方は悪いですけども、これは一面では大戸川ダムの建設の根拠付けにされているのではないかと、それはそもそも問題があるよということをおっしゃろうとしていると思いますけど、その辺り班の方での議論は何か、こういう表現をされる過程でどういう意見が主に皆さまの意見であったのか補充して頂けませんか。

渡辺委員

1 つだけ、まだどなたにもお答えを聞いてないのですが、例えば日吉ダムの利水機能を

大戸川ダムの方へ振り替えるということですが、それで日吉ダムの治水を高めるというのは、現在例えば他へ振り替えずに日吉ダム自体でその調整はできないものかということですか。というのは、例えば実質的な水の需要というのは減っているというような状況ですから、その分を治水容量に回せば、別に大戸川に振り替えをしなくても、日吉ダム自身でその操作ができるのではないかと感じたのですが、その辺を皆さまはどう思われるか聞いてみたいのです。

今本委員

質問の意味がよくわからなかったのですが。

渡辺委員

日吉ダムの利水機能を大戸川の方へ振り替えるとありますが、水需要が少なくなっている状況ですから、利水容量を減らして治水に回せないかということですね。日吉ダムの治水強化の方へ回せば、別に大戸川の方へ振り替えて、大戸川ダムが日吉ダム利水を受け持つ必要はないのではないかというようなことです。

今本委員

もう水は要らないのですということになったら、今の日吉ダムの利水容量を全部治水に振り向けたらよいことです。要るか、要らないかということです。

田中真澄委員

渡辺委員の言っておられるのは、従来通りの日吉ダムで十分機能するのではないかということではないのですか。あえて大戸川ダムに振り替えをしなくても、従来計画策定時の日吉ダムの方針でいけば、それでよいのではないかという意味ですか。

渡辺委員

水需要予測よりも実際に需要している分がかなり少ないので、その一部を治水機能の方に回せば、別に大戸川ダムの方へ振り替える必要はないのではないかというような疑問を持ったのです。

田中真澄委員

もっと基本に立ち返れば、狭窄部の治水対策に日吉ダムでたくさん治水の箱をあけてかなければならないというのが今の方向なのですよね。ですから、逆に言うと最初から狭窄部の洪水はわかっていることですから、最初からちゃんとした計算をして日吉ダムをつくれればよかったと、私は思っているわけです。

寺田部会長

河川管理者の方でご意見があるようですから、まずお聞きしましょう。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 脇坂）

田中委員のご指摘ですけれども、そもそも昔の工事実施基本計画が保津峡や岩倉峡といった狭窄部を開削するということを前提に、今の大戸川ダムも含めてそれまでのダム計画が成り立っていたわけですから、狭窄部を開削しないということで当時からダム計画というのはまずあり得なかったということが1点です。

それと先ほどの渡辺委員のご指摘で、日吉ダムの中で水需要が減ってきているのでやりくりができないかというご指摘ではありますけれども、これは資料2-1の6ページの日吉ダムについての のところにも、そちらの方からご指摘なさっておられるように渇水状態の続く日吉ダムの利水機能という指摘があるように、もう既に日吉ダムは現状でもたびたび渇水調整が行われているということで、利水容量を現状で治水に振り分けるということとはなかなか難しいのではないかと思います。今おっしゃったご指摘はこの と矛盾をしているのではないかと思います。利水の容量を日吉ダム自身で振り替えるということは難しかりうと思われるわけですが、唯一日吉ダムの中だけで何がしかの容量を治水に振り分けるということになりますと、前回私どもがご説明しましたように砂をためる容量を日吉ダムはとっておりますから、この砂がたまらないようにしてやると、その堆砂容量分は治水容量として増強することができるというようには考えられます。

塚本委員

おっしゃった通りだと思います。雨が降りますね、もったいないと感じられる方もおられます。それから開削をしない場合は水位が変わりますね、水位が変わることによって、水を外に出す、農水用に使うということに対するコントロールも変わってしまうのですね。ですから、ここは実は農水関係と農業をやっておられる方たちも含めて話し合いをしないと、この利水というのは桂川ではかなり大事なテーマです。それは聞いております。

私が思うのは1つ1つを川からだけ見たら、乱暴に言えばここは治水ですから要らないということではなくて、今後はそういう話し合いをしていく、そのプロセスをつくるということの方がずっと大事だと思います。

もう1つテーマであったのは、大戸川ダムが要るか要らないかによってこれは変わるわけですね。もう1つは、広範囲に雨が降らない、広範囲に渇水ということになるとそうはいかないという問題も出てきます。ですから、最初に水が外に出てもよいということ、洪水に対してよいということも含めないと解決していきませんよという最初のテーマを本来は流域委員会そのもので述べたらよかったですけれども、お話をさせてもらったのです。

原田委員

事実確認だけさせて頂きたいのですが、脇坂所長のお話で岩倉峡も開削するというのももとの計画であったというようにおっしゃったと思いますけど、前に頂いた川上ダム計画の見直し資料を見ていると、昭和43年に岩倉峡は現状のままでやるということ、三重県知事が了承して、その計画にのっとってやっているというようなことで説明されていた

のですが、これは間違っているのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

脇坂所長の方が説明されたのは昔の昭和46年、今から30年ほど前の淀川の工事実施基本計画の中では、狭窄部の開削もして、上流にもダムをつくって枚方の基本高水17,000m³/sを上流で5,000m³/sカットして12,000m³/sにするというような計画が今から30年ほど前に工事実施基本計画としてつくられたということです。

4月に川上ダム等の見直しの説明をさせて頂きましたが、その時に私の方から40年頃に上野遊水地、或いは川上ダムがセットで木津川上流域の治水対策を進めていく中で、当面岩倉峡の開削はやむを得ないというような判断のもとに三重県知事が判断をされて上野遊水地と川上ダムがセットでスタートしたという説明をいたしました。ですけれども、その当時岩倉峡の開削をやりませんということは一切言ってないのです。その当時工事実施基本計画の中では、遠い将来は開削の可能性はあったのです。だけど、今回の河川整備計画の中では今本委員もおっしゃっておりますように、向こう2、30年間の計画をつくろうと、その中で開削をすることは下流に流量負荷を与えるので、当面は開削はしないとしているのです。ですから、2、30年先になったら、またそれはどうなるかはわかりませんが、現時点においては開削はしないとなっているわけです。そういう説明を従来からずっとしてきたつもりだったのですけれども、よろしいでしょうか。

原田委員

岩倉峡は現状のままで上野遊水地、川上ダムで調整する案でやむなし、知事了承と書いてあったものですから。旧計画からもう岩倉峡の開削は近い将来に関してはないものだという事は、上野から上の人にはもう了承した上でというのは間違っていないのですね。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

昭和46年よりもう少し前だと思いますけど、上野遊水地と川上ダムがセットで木津川上流域の治水対策を進めていく時に我々と県、或いは上野市、関係者の中で当面は開削はやむを得ないということで進めていきたいと思いますという話がされました。

原田委員

やむを得ないというのはやらないということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

やらないということです、その時はですね。だけど、その当時は未来永劫しないということではなかったと思います。

原田委員

そういう意味では岩倉峡の開削についての理解は、我々の提案が前提としたものとそん

なに変わらないというわけですね。わかりました。

寺田部会長

先ほどの日吉ダムのところは、大戸川ダムとの関係で、特に利水容量を振り替えによって日吉ダムの治水容量を高めると、それによって治水能力を強化するという点についての部会としての意見の部分をどのように表現するかというのは、先ほどの河川管理者の方との意見交換を踏まえてまた考えて頂きたいと思います。

田中真澄委員

先ほどから私が日吉ダムの話、利水と治水の問題についてお話をしていたのは、大戸川ダムとの関連性なのです。今本委員がおっしゃったように、河川整備計画が2、30年将来を見据えてということになって、しかも狭窄部が開削された時には、それだけ洪水の危険性がなくなる、つまり、その時点においては、もう大戸川ダムの必要性がなくなってくるのではないかと思います。つまり、治水で最初の発端は狭窄部の治水をどうするか、軽減するためにまず日吉ダムの治水の容量を利水の方まで減らして使用量をたくさんするという必要性は、狭窄部が開削されればそれがなくなってきて通常の機能になるわけですから、2、30年先にも開削されれば、いわゆる振り替えとしての大戸川ダムの必要性はなくなってくるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 脇坂）

下流の堤防整備が済みまして開削ができるということになりますと、開削をしないということでも上流域の浸水被害を軽減するための治水上のダムの必要性はなくなるということになります。ですから、その時には調節容量をなくすとか、或いはまた新たに必要性が別の部分で生じてくるかも知れませんが、そういった部分に転用するですとか、そういったことを先々は考えなければならぬということかも知れません。

今本委員

1つお伺いしたいのは利水であろうと何であろうと、転用という考え方は我が国においていつから出てきているのですか。例えば、利水の転用というような問題ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

確たる知識を持っていません。

今本委員

恐らくこれが初めてだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

例はあまりあるわけではないですけど、昔からあります。

今本委員

あるダムがこうこうこういう理由で必要だったと言ってきたわけです。その理由が途中で変わってきて、その上、利水容量の転換という概念が打ち出されてきた、そのことに対して一般論としては非常に奇異に感ずるわけです。これが1本の直列の川で、直列のダムでしたらよいのですけども、片や桂川という川にある日吉ダムの利水容量を全く違う宇治川の支川の大戸川ダムに持ってくるという考え方が例えば5年前にあったですかということを知りたいのです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

答えにならないかもしれませんが、既存ストックを有効活用しようという考え方が進み出したのは、そういう意味で確かに最近のところはあるのです。しかし、下流の利水を今までの水利用を変えて、転用して新しい水利用を生み出すというのは昔からありました。転用は昔からありますというのはそういう意味なのです。既存ストックを有効活用ということを一生涯懸命言われ出したのは、確かに最近といえば最近かも知れません。

今本委員

既存の小さなダムを統合して1つのダムにするとか、そういった意味でのことはあったと思います。初めにこのダムの計画ができた時になかったような概念が途中からこのように出てきたというのがいろいろな方の疑問の根本にあると思います。言い方は悪いですが、うまい言い訳を考えてきたなというのが普通の感覚なのです。渡辺委員の言いたいところは、そこだったのかなと思います。

塚本委員

そこを考えると、実は三川合流の地の水量と琵琶湖の水位との関係が一番根本にあるのではないですか。その量を保つために、例えば決まったらその量を保つということを前提にいろいろ変えられるわけですね。ですから、私はもともとの琵琶湖の水位をどうするのかということ自身をやはり根本的には考えていく、それと最終的には三川の川の水量、淀川本川の水量というものをどのように決めるのかというのがやはりもとになかったら、或いは皆さまと認識しないといけないと思います。

寺田部会長

少なくとも今日の時点で、河川管理者の方もお気づきだと思いますけども、淀川部会の検討の過程で特に今本委員が最後の方に言われましたように、ダム設置の目的、その中身としての他の必要性による流用とか、転用とか振り替えに違和感を覚えながら議論をしているということです。淀川部会の守備範囲では、特に違和感を覚える問題が日吉ダムということだと思います。大戸川ダムの建設計画段階のところ、そういう必要性の理由に既存のダムの利水容量というものが突然として振り替えられるというようなことに非常に違

和感があるということです。そういうものをきちんとした理由付けができるのですかという問いかけがあるということをご承知頂ければと思います。そういう点についての説明等は第3稿をお聞きする中で説明をお聞きできればありがたいと思います。

2つの班の検討はこれくらいでよろしいですか。もちろん、後からまた残りの2つをやってから戻ってもらってももちろん結構です。

有馬委員

桂川の報告を聞いていまして、耳慣れない委員会がありまして、河川保全利用委員会というのがあります。実は河川保全利用委員会というのは桂川だけではなくて淀川にも大いに関係があるのです。もう一度今改めて見直したのですが、保全利用委員会といっても保全と利用というのはやはり矛盾するわけで、整備内容シートの方にはちゃんと保全と再生をするという視点に立ってときちんと書いてありますので、これはむしろ保全利用ではなくて河川保全委員会に名前を変えておいて保全委員会の中で仕事をしていくと考えた方がよいのではないかと感じました。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

資料2-1の3ページの川上ダムの記述のところの根本的なところは、目標として既往最大規模の洪水の被害解消をやるのかどうかということなのです。実は昨日の治水部会でもこの議論があったのです。流域委員会の方から出されました提言の方では治水計画のあり方で、いわゆる超過洪水を考慮した治水計画ということ、これはまさにどのような洪水に対しても壊滅的な被害をなくそうということですが、それと地域特性に応じた治水安全度の確保というのが(3)ということについていまして、それで単にいわゆるどのような洪水に対しても破堤被害を解消しようということは最優先でやるのだけでも、例えば狭窄部上流については何らかの浸水被害解消の目標を立ててやるべきではないかと我々は受け取りまして、それで3つの狭窄部の上流につきましては既往最大ということを目標にして第2稿までやってきているのです。これは非常に重要なところなのです。もしもその議論をもう一度やるとなると、これはちょっと9月5日の委員会までには我々としても考えをまとめきれないということをお願いしていたのですけども、淀川部会としての考え方というのと治水部会とも調整をとられて、ここははっきりしとかなないと非常に根本的な問題だと私は思っています。

寺田部会長

河川管理者の方からの問題提起を頂きましたけども、委員の方でちょっとその辺、確かに重要な部分だと思います。

原田委員

先日の見直しの時の資料で考えられている方策を見せて頂くと、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消はするのだけでも、先ほど言われた本来あったはずの壊滅的な被害

の回避という目標に対しては非常に脆弱なのではないかと思うようなプランが提案されているという理解をしました。それでこのような形で書かせて頂いたということです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

9月5日の委員会に向けてこちらでも作業しているものですから確認しておきたいのですが、先ほどの保全利用委員会の中に住民の代表者を入れるべきだと書かれています。すけども、実は我々もどのような格好で住民の方の参加を図るかということを実際に考えてはいるのです。ただ、例えば木津川の下流部で1つの河川保全利用委員会をつくりますよね。その時にある町のグラウンドをつくってよいかどうかということ議論するわけですね。その時に、例えばこういう申請があってこういう議論がありますよということ公開の場でやって住民の方々から広く意見をもらうというのも1つの住民参加だと思っています。その一方、一体住民代表の方を委員に入れるとなると住民代表の方をどのようにして選ぶのかと、これを我々は本当に真剣に悩んでいるのです。

ですから、簡単に住民参加、住民代表を入れるというのはよいのですが、個々の委員会によって本当にどうやったら住民代表を選ぶことができるのかということ考えた場合、我々は非常に難しいと思っています。逆に学識経験者といわゆる自治体関係者のコアの委員会をつくっておいて、その場を全部見てもらって例えば意見を公募するなり、その場に来てもらって公聴会的に意見を言ってもらおうという住民参加のやり方という方が現実的ではないかなと思っています。その辺もちょっと踏まえて、淀川部会の意見としておっしゃって頂きたいと思います。ただ単に、単純に住民代表を入れるという単純な話ではないと私は思っております。

それから、もう1点だけお聞きしたいのは9ページの日吉ダムへの魚道の設置はリスクが大きいと書いてありまして、その代替手段として例えばダム湖への高度な水質浄化システムの導入と、ダム湖への流入河川の連続性の回復等の検討と書かれてあるのです。ダムの下流と上流を結ぼうというのが魚道で、水質浄化システムはその代替にはならないと思いますよね。何かこれは上流のダム湖をきれいにしようかという話でしょう。そこがちょっと意味がよくわからないのです。

渡辺委員

魚の遡上等を可能にするためにはダムに魚道をつける必要があると思います。しかし、それが可能なダムもありますけど、日吉ダムの場合は既設のダムでもあります。これから計画するダムならば設計段階から可能な形でとれるかも知れませんが、日吉ダムに関しては難しいのではないかと判断しましたので、連続性は取り敢えずあきらめまして、そこから上流でいわゆるダムまでの魚の1つの生活圏といいますか、そういうのをつくり上げる方が効果的ではないかというような形でそういう表現をしました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

わかりました。

山本委員

住民参加部会の方にも傍聴として行っておりまして、そういう話が検討会等ですと出ております。どこの委員会にでも住民代表の委員を直接入れればよいというものではないということは住民参加部会でも話に出ています。

例えば、先ほど出ました河川保全利用委員会については、整備内容シートの利用 - 6 の 2 / 4 の方で、具体的にもう既に委員会の体制（案）としては 10 名程度の委員で、委員構成が学識経験者、沿川自治体とあります。また、「自治体については全体的見地から府県とする」、「構成、人数はバランスに配慮する」と書かれていて、住民は入っていないわけですね。そして、ここに住民意見を取り入れる場合に、ここでの案としては「地域住民の参画方法については、委員会において意見を取り集める方法とする」とあるのです。

こういう書き方ですと、住民参加部会の方で話し合われた内容としては、個々に案件があって、グラウンドを許可するかしないかとかいったことについて関係者が意見を述べて、例えば公聴会をお開きになるなり意見募集をなされる場合に関係利害者のみの意見が入ってくるだけで終わってしまうのではないかと思います。それではいけないのだと、地域としてとか、流域としてどのように環境に配慮しながら利用していけばよいのかということを広く考えて頂ける場にしたい、そしてそこから発信する場にしたいというような思いがあります。

例えば、今までですと、許可するか、しないかというようなことだけで、河川管理者と利用を希望する人だけのただ 1 つの矢印の方向で全ての関係が終わっていたと思います。そうではなくて、全体が見えるようにしたいということです。他はどうなっているのだろうか、ここら辺は皆さまどのように考えているのだろうかとかいうようなことが広く一般に知れ渡ることが重要であって、それは例えば治水の方で問題になっています流域対応というようなことも皆さまで考えなければいけないのだという認識の部分が大事なのです。そして、考える方法としては、やはりだれかが関わっていて、そこから情報が出てくるとか、そういうことが大事なのではないかと思います。

ここでもう既に 10 名程度の構成とすると書いてありまして、そこに実質住民がどういう形にしても選ばれたとして 1、2 名入ることでのどのような効果があるのか疑問だということも言われています。ですから、そこはもっと詰めて考えてないといけないと思います。

例えば、その地域地域でこういう問題に関心のある住民の方に委員会なり下部組織をつくって頂いて、地域に密着して考えて頂けるというところと流域全体の河川の環境を考えて頂けるというような大きな目標を持って皆さまで学習しながら考えていくというようなグループをつくって、そのグループの代表の方に委員として入って頂いて、委員会で出た意見をまた持ち帰って皆さまで話し合ってもらくという形で拡散して問題意識を地域に投げかけて頂きたいと思います。個々の案件の許可・不許可というだけの場にして頂きたくないのです。それを河川管理者の方に上げて、許可・不許可をそちらで決めるというだけにして欲しくないという思いなのです。住民参加部会の方でもいろいろなところの住民を入れなさいということを言っているというのはそういうことだと思っております。

寺田部会長

山本委員がおっしゃったようなこともきちっと取り込んで部会の意見にしてください。今日はもちろんまだ部会の検討段階ですからこうして河川管理者の方からも問いかけをもらって、この表現では委員会、部会の方の考え方が十分理解されにくいというところもあるというのは大分気づくことができました。

それから、淀川部会の検討段階でいろいろ持っている問題意識の一端を今河川管理者の方にもお聞き頂いたというようなことで、今日はそういう意見交換をするということでは意味があることです。ただこれをこれから半年、1年続けていくというわけにはいかないので、なるべく各自の各班の所属に関わらないでまた部会内の意見として他のところへも意見を投げかけて、この部会が言わんとするところが正確に伝わるようにして頂くようお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと休憩しましょうか。その後に残る2つの班の報告と意見交換を行いたいと思います。それでは、10分ほど休憩させていただきます。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、只今より休憩に入らせて頂きます。再開は16時ちょうどからとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

[休憩 15:45~16:00]

榎屋部会長代理

まだ席に着いておられない方がいるようですが、一応時間になったので後半の部分を始めたいと思います。

後半は、宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する分と、それから淀川本川に関連することについて2つの班から報告を頂いて、引き続き今と同じような形で議論して頂くとしたいと思います。先ほどから河川管理者からもいろいろ疑問点みたいなことが出ましたが、そういうのを感じられたら、どんどん質問して頂いたら結構かと思います。

では、宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業ということで、これは別冊になっていますけども、まず今本委員から説明をお願いします。

今本委員

それでは、資料2-1追加に基づいて説明させていただきます。

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダム関連ということで検討させて頂きましたが、ここでは特に重要な問題と思われ「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「大戸川ダム建設事業関連」、「各河川の堤防補強」を取り上げて意見を述べさせていただきます。

最初に、治水-16に示されました「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」についてです。

この事業は、琵琶湖の後期放流量の増加が必要であるということから、瀬田川洗堰から

塔の島地区まで、これを一連区間と呼んでおりますが、そこでの放流・流下能力を 1,500 m³/s にしようとするものであります。このためにはその後に書いていますようにいろいろなことをしなければならないのですが、まず鹿跳溪谷の流下能力を上げるということに対しては「狭窄部は原則として開削しない」という提言に抵触しないか、天ヶ瀬ダムからの放流能力については余水吐を利用する等他の方法が利用できないのか、或いは塔の島地区については景観に悪影響をもたらさないかといった意見があります。

洗堰、或いは天ヶ瀬ダムの放流能力を増加させること自体は流量の調節機能を増加させるという意味で必ずしも否定はしませんが、狭窄部の流下能力の増加については、下流部の治水安全度を脅かすものではないとはいえ、抵抗感を禁じ得ません。それから、塔の島地区の景観問題とともにこの事業実施に際しては社会的合意が条件になると考えられると、こういう意見であります。

それ以外に、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減については、例えば「事業効果の数量的表示」とあります。これは、この事業によって琵琶湖のピーク水位が低下する、或いは浸水時間が低減されるという効果がうたわれております。しかし、問題は浸水被害をどうするかということなのです。琵琶湖水位がどうであろうと、浸水時間といいますが、その高い時間がどうであろうと、浸水との関係が不明ではないかというのがこの「事業効果の数量的表示」というところに書いている意味です。

次に「事業の前提」です。先ほどの問題にも出ていましたが、この事業そのものは、現在のこのシートには書いていませんが、旧計画によりますと 1,500m³/s のうち 300m³/s は大戸川からの合流量ということで、琵琶湖からは 1,200m³/s と以前はなっておりました。大戸川からの 300m³/s というのは大戸川ダムからの放流量でありまして、大戸川ダムの建設を前提としたものに他なりません。では、この前提が崩れたらどうなるのかという問題があります。

3 番目は「制限水位および放流操作規定の見直し」という問題です。現在の制限水位、或いは放流操作を決めるために関係者の非常な努力があったということはわかります。しかし、現在、例えば中・短期の気象予測技術の進展、或いは河川情報の収集伝達能力が格段に発達しているということを考えますと、もっと効果的な操作も可能なのではないかと。もしそれが可能ならば、琵琶湖というのは非常に大きな湖です。ダムの 1 つや 2 つは問題にならないくらい大きな湖で、ダムの効果もある湖です。ですから、そういうことによって解決するという方法もあり得るのではないかと考えられます。

それから、4 番目として「代替案の検討」。治水については河川対応と流域対応の 2 つを言っておりますが、これは琵琶湖沿岸についても例外ではありません。ところが、琵琶湖沿岸での流域対応については全く触れられていないのです。それから、その他のいろいろな代替案、例えば鹿跳溪谷の流下能力の増加、或いは天ヶ瀬ダムからの放流能力の増加、こういったことについても代替案は挙げられておりますが、それらについてももっと真剣に検討して欲しいということでもあります。

これらの検討結果を総合いたしまして、「洗堰から鹿跳溪谷までの河道掘削の継続実施の妥当性は認められるものの、一連区間における他の事業についてはさらなる慎重な検討が

必要であると思われる」と結論しております。

その次の問題は、ダム - 7・8・9 に示されました「大戸川ダム建設事業関連」についてであります。

大戸川ダムというのは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流の浸水被害の軽減」、この4つを目的としていると書かれております。

それぞれについてですが、まず「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」と言っておりますけれども、琵琶湖の水位低下が問題になるのは当然降雨量が少ない時であります。では、その時大戸川ダムに水があるのかということになります。また、これは2番目の問題とも絡むのですが、「日吉ダムの利水容量の振替」を言っております。琵琶湖の急激な水位低下を抑制するために洗堰を閉めます。そのために流れてなくなった流量を大戸川ダムから補給しようとするものです。そういう補給をしますと、逆に日吉ダムから振り替えられた利水容量を確保できるのかということになります。片方では流せ、片方では流すなという2つの相反した目的がありますので、そういう有効な操作が可能なかどうか、そういうことを書いております。

次に「日吉ダムの利水容量の振替」であります。これは、先ほどから問題になっておりますが、こういう容量の振り替えというのが、考え方としてはできるのですが、現実問題としてそう安易にできるのかということです。特に、片方は桂川にあり、片方は宇治川の支川であります。従いまして、三川合流より下流の利水に対しては同じかもわかりませんが、日吉ダムから三川合流までの流量は明らかに変わってくるわけです。そういう意味での環境への影響をどう考えるのかということです。

それから、3番目の「大戸川の洪水被害の軽減」です。大戸川流域というのはこれまでも洪水氾濫の常襲地帯です。そういう結果として、住み家は安全地帯に移動しております。集団移転したところもあります。現在、その後新たに家が増えている面もありますけども、そういうところに対しては、もし堤防の補強というものが成功すれば、これは治水に関する考え方が一挙に変わってきます。そういうことからの再検討が必要ではないのかというのが3番目です。

それから、その次の「下流部の浸水被害の軽減」です。この下流部というのがどこを指しているのかよくわからないのですが、一応天ヶ瀬ダムより下流、宇治川、或いは淀川本川ということらを想定いたしますと、この付近はかなり河床が低下しており、そのことによって流下能力は上がっているといえます。堤防に対する問題がありますので一概に言えませんが、これについてももし堤防補強というものが成功しましたらまた変わってくるわけです。

こういった理由によりまして、「大戸川ダムについては、中止することを含めた調査継続が妥当である」としております。

その次に、治水 - 10 - 28 から 10 - 33 まで「堤防補強」というのがこの対象区間では挙げられております。

この問題についてはこれまで散々議論してきましたように、河川堤防は土づくり、異

物を入れないといういわゆる土堤原則、これに基づいて来ております。しかし、現実には土砂、或いは砂で積み上げられているということです。そういうことから浸透や洗掘によって破壊されることが多く、特に越水した場合は破堤という最悪の事態に陥ることがしばしばあります。

このため、いかなる大洪水に対しても破堤による壊滅的な被害を回避するには、既に実用化されておりますスーパー堤防ばかりでなく、鋼管杭やコンクリート壁、これを堤防中央部に設置したコア補強型ハイブリッド堤防、ここではそう言わせてもらいましたが、そういったものの実用化を提案しております。もちろんこれについてはいろいろな問題がありますので、そういう問題をクリアすることをお願いしたいと思っております。

それ以外にも、提言にも触れていませんでしたが、間伐材を堤防補強に使うことも当然可能であります。それ以外の河川工事に使うことも可能であります。現在、間伐材の問題がいろいろなところで問題になっておりますので、それへの役に立つともいうことから間伐材の利用ということを書いております。

いずれにしましても、特に淀川の「河川管理者」に対しましては地域特性に応じた新工法を開発する「情熱」と「英断」を心から期待しております。

今の堤防補強に関連してもう一点ですが、これは治水 - 14 に掲げられました「堤防補強（琵琶湖後期放流影響区間）」についてであります。

洗堰から鹿跳溪谷までの区間の堤防補強は、後期放流という通常の洪水に比べて高水位の状態が長時間継続することを考慮いたしますと、既にある程度技術的評価が決まっております浸透破壊に対応した工法を採用するのが妥当であると考えますが、さらに耐震性を考慮すると、コアの補強との併用ということも考えねばならないのではないかということを出しております。

いずれにしましても、堤防の補強工法につきましては「淀川堤防強化検討委員会」の検討結果に期待しております。

「その他の整備案については今後さらに検討を続ける予定である」ということで、この部分の意見とさせて頂きました。以上です。

榊屋部会長代理

どうもありがとうございました。では、引き続いて、有馬委員から淀川本川に関する検討結果についてご報告願います。

有馬委員

淀川本川についてとりまとめをいたしました。

これまで報告されたものと比べてとても体裁の違うものになりましたが、とりまとめの仕方の取り違いがあったと思います。今日は、どういう形にするのがよいのか、その辺りもお聞かせ願いたいと思います。

項目を8つ挙げてありますが、まず第2稿について1から8まで触れておきました。それから、第2稿に関わる整備シートについて続けて示しております。

第2稿について、1番目。「河川形状」から「水量」までの文中に7カ所ほど「ところもある」という表現が使われているのです。他のところではあまり気がつかないのですが、「ところもある」と言うと、何か他にきちんと示すものがある、ついでにこういうところもあるととれますし、それからこんなことを言っている人もいるともとられて、何か非常に無責任な感じを抱くのです。「ところがある」という書き方とどのように違っているのか、両方の検討をお願いしたいと、そう思います。

それから、2つ目は「河川整備の基本的考え方」という部分ですが、1)から6)までずっと述べられております。ところが、1)から5)までは前のページまでの現状の課題を要約したものととられます。そこで、基本的考え方の中心になるのはその次に来る6)の4つの丸であると判断できるのですが、仮にそうだとしますと、基本的考え方は、最初の丸は治水に関わることである、2つ目が利水である、3つ目が環境、4つ目が利用と、そういうふうに分けられると思います。従って、3つ目の丸である環境を一番上に持ってきて、続けて1番目の丸である治水、それから利水、利用と並べた方が基本的考え方はきちんと伝わるのではなかろうかと、そう思います。

ただ、そういうふうにしたとして、環境の部分のところでは「この場合、人はあくまで回復の手助けをするのであって、人工で造るものではない」という行をつけ加えて頂きたいということです。

それから、治水につきましても「堤防については、嵩上げを考えるのではなく、丈夫な堤防を目指す」という1行をつけ加えて頂きたいと思います。

利水はもうそのままいって、利用の方ですが、もとの文章はもう省略しますが、「『川でなければできない利用、川に活かされた利用』を基本とし」が文章の中へ追加されて、「利用者の理解を得ながら『河川環境の保全を基本とした利用の促進』と」の「『河川環境の保全を基本とした利用の促進』と」はとってしまっ、「利用者の理解を得ながら『河川環境を損なう利用の是正』を図る」と直して頂けるとよいのではないかと思います。

それから、3つ目は「河川形状」についてですが、これは「縦断方向において」云々というのを下記のようにそのまま訂正して下さいということです。「縦断方向において、生物の遡上や効果が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討する」としました。むしろ「その際」から後の方が言いたいことなのですが、「その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早急に実施し、新築や大規模な改築にあたっては」云々、これはもとの文章につながっていくと訂正をお願いしたいと思います。

4番目は大したことはありません。ワープロが言うことを聞かなかったところですから直して頂いたらよいと思います。

5つ目は「淀川河川公園」の項目ですが、これは淀川河川公園基本計画を見直して改訂するということですが、この基本計画といえますのは、ちょうど30年前、淀川に広大なヨシ原があちこちにあってという状況のもとに、どの部分を自然地区としてさわらないでおこうとか、どこの部分を施設地区にしようとか、それからさわらないでおく自然地区と人がやってくる施設地区の間の緩衝地帯として野草地区というのを設けましょうという考えで、淀川の自然をどう保全していくかということを中心に置いた公園の基本計画

であったと思います。30年たって、今は随分淀川の自然環境、河川環境は変わってしまっているのですが、最初の30年前の基本計画がそういうものであったというところに着目して改訂の見直しをして頂けないかと思います。

そういきますと、検討について下に挙げるような綱目方針があると示されていますが、その中の2)の「自然環境の保全と再生・復元」、それしか項目としては挙げられないのではないかと考えました。

同時に、淀川河川公園というのは都市公園であるということでしたが、別に都市公園というのはグラウンドや何かの施設公園でなくてもよいわけで、むしろ保全・再生・復元をうたっていくのであれば、都市公園というのは「自然公園」としての位置付けをきちんと与えておいて、そして基本計画の見直しをして欲しいと、そう希望するわけです。

6つ目、これは一部だけです。「アユ等の遡上を促す」というのを、「アユ及びその他の魚類等」、他の魚にも配慮して欲しいということを書いてあります。ただ、魚道というのは、なおここに示された「魚道は」というくだりですが、これは資源保護法にいう魚道である。つまり、どこかに堰をつくる、その時は魚道をつくるべしという魚道が堰とセットでつくられたという経緯があります。決してお魚のことを考えての魚道ではないのだということ、いろいろ検討の中で役に立つ魚道は皆無であるというのが明らかになってきましたので、そういう意味で魚道というのを検討して欲しいと思います。ただ、「アユ及びその他の魚類等」書くだけではなくて、魚道の効果についても考えておいて欲しいということです。

7つ目、利水のところです。利水と51ページの各ダムの調査検討内容、ここのところで日吉ダム、大戸川ダムについて、今日問題になっています振り替えを取り上げています。「社会的権威の失墜にもなりかねない」とありますので、何か途中で目的が変わってしまったという疑いを持たれるような、誤解されるようなことのないようにやっていって欲しいということです。

8つ目、水面利用のことですが、水上オートバイの利用規制についてです。これは読んでいきますと、水上オートバイの排水が下流域の生物の生息・生育環境へ影響を与えると書いてあります。そういう影響を与えるから上水の取水がない淀川大堰下流へ移設を検討するというのは両方非常にナンセンスな話で、水上オートバイが生物の生息・生育環境に影響を与えるということがはっきりしているのならば、水上オートバイの利用というのは絶対禁止にするしかないだろうということが述べられております。

第2稿につきまして、以上8つの項目です。

それから、整備内容シートですが、環境-2の事業効果のところ、何かこうすると豊かで多様性に富んだ淀川の生物環境になるのだというような書きぶりですので、そうではなくて、最終行ですが、「豊かで多様性に富んだ淀川の生物環境の回復を目指す」と方向性で示した方がよいだろうと思います。

環境-3です。これはちょっと整備内容シートを見ながらお聞き願いたいと思います。ワンドの並んでいる写真が示されています。それがいつの写真であるのかという撮影年度が必要ではないかと思います。それから、青色の色をつけたワンドが6つか7つ並んでいますが、これは、今あるのか、これからつくろうとしているのか、その辺がよくわからな

いのです。今この場所で No.1、No.2、2つのワンドがつくられましたが、その1、2が青色で示した色つきのところのどれが1でどれが2でということを示してもらえると、このところは書いてあるけどまだないのではなと、これから出てくるなということがわかると思います。そこはお願いしたいと思います。

それから、平面図には - の線が入っていますが、これはむしろ断面図を示して頂いた方がよいと思います。

それから、同じシートですが、事業効果で、これも前に言ったものと同じことです。生物環境の回復を目指すのだという方向性で示した方がよいと思います。役割を果たし、生物環境が回復するというような書き方になっていますので、それを目指すのだという方向性を示して欲しいということです。

同じシートで、過去にワンド群が存在し、魚介類の豊富な場所でもありましたが、魚介類だけではなくて、両生類も豊富な場所、例えば、そのワンドは、冬場に行きますと、水がかかれています、ワンドの底がざっと動いていくのがみられようなワンドでした。ここに示されている過去にあったワンド。底が動くというのは、全てツチガエルの大集団で、人の足音でびっくりして動いています。それくらい物すごくワンドであったわけです。ですから、両生類も入れたい欲しいなと思います。そういう言い方をすると、魚類と両生類だけでよいのかというようなことになりかねないのですが、せめて両生類を入れておいて下さいということです。

そういう環境 - 2、3で言ったことと同じようなことが、別のシート、環境 - 4、5、6、8、9、10、11にも同じようなことが言えますので、ここでは省略して、共通して与えることができるかと挙げましたが、丁寧に各シートについてこれからまだ表現するようにしていきます。

環境 - 12。平面図にチガヤ草地、ヨシ原、散歩道とかいろいろなものが挙げてありますが、そういうのは「川に任せる」という考え方ですから、ここにチガヤ群落ができるとか、ここにヨシ原ができるかというの、川に任せたことにならないと思います。ですから、こういう平面図は使わない方がよいでしょう。

環境 - 18へ行きますが、これは淀川大堰についての魚道の部分です。ここで今までの部会等で、魚道を部分的に改良したらアユの遡上が非常によくなったという報告があったわけで、その紹介を整備内容シートの中に入れておく必要があるのではないかと思います。大堰の写真の下に、魚道整備事例というのが出ているのですが、一体その事例がどこの事例なのか、大堰とどう関わるのか、どの辺りを読めというのか、その辺がさっぱりわからないということです。

改良部分の紹介が欲しい、魚道事例。これ何で環境 - 16になる、しかも2/4。淀川関係でまとめたやつが環境 - 16ですか。済みません。これの抜粋版で環境 - 16というのを見ました。ここは環境 - 18に直して下さい。

最後、環境 - 39。上水保全水路を使って、浸透浄化実験というのをやろうという計画図なのですが、その場所でそういうふうにするということをお考えになるのなら、今問題に挙げられているそこよりも、下流部の宮前橋右岸に、湿地を保全して欲しいという申し入

れもあります。立派な湿地もありますので、そういうものの保全策と、浸透浄化実験とを重ねて考えていくということができないだろうか。これは、重ねて考えて下さいではなくて、ひとつ私どもも同じように重ねて考えるところで参加させて頂けるとよいなというお願いも入っています。

その下に二重丸で示してありますが、だれがこのシートを利用するのか、その辺がよくわかりません。1つ言えることは、第2稿を具体化したものがこのシートであると私は理解しています。そうすると、要点ばかりが並べてあるみたいで、シートが何を言っているのかよくわからないのです。中の検討内容がどういうことを言っているのかよくわからないのです。例えば、環境調査(植物、動物)と書いてあります。その環境調査というのは一体何なのか。フィードバックということをお考えになっているとしたら、その場所で例えばモニタリングでどのようなことを調べていけばフィードバックに役に立つのかということまで考えていかなければ、今までのダムのいろいろな事前調査を見せて頂いても、こんな生き物がおりましたというだけの調査報告が多かったように思います。そういう調査だけをやっていただけでは、フィードバックに使えるわけがないです。ですから、内容の検討項目も、そこまで掘り下げてやらないといけないだろうと思います。

それから、検討項目の中に、管理者が独自で考え出した項目もあろうし、既に有識者を交えて行われているものもあるはず。その辺は、はっきりシートに示しておく必要があるのではなかろうか。というのは、おとついでしたか、情報の一元化というようなことが盛んに話題になりましたが、モニタリングをした、そのモニタリングの計画、モニタリングの結果、そういうものがどこにもあらわれないうまに使われていくというお話がありました。かなり私自身も淀川のこういう仕事には関わりを持っているのですが、自分がやったモニタリングの結果しか、または仲間の結果しかわからないのです。それ以外の、ましてや川が変わったら全然わからない状態ではいけないと思いますので、シートの中にその辺りのところを保証できるようなことを示して欲しいと、そういうことを考えました。

淀川本川については以上ですが、見ていきますと、私どもは環境のことばかりを問題にしたかと反省しています。追加してさらに細かく、今日これから問題になるでしょう、書き方の形式等も踏まえてさらに充実させたいと思っています。以上です。

榎屋部会長代理

ありがとうございました。では、2つの班の報告があったのですが、何かご意見とか質問がありましたらどうぞ。

寺田部会長

今本委員の方で報告してもらった資料2-1追加の1ページの第3段落で、「天ヶ瀬ダムの放流能力を増加すること自体は流量調節機能の増強につながるものであるから否定しない」と書いてもらっているのですが、班の中での議論では、この天ヶ瀬ダムについて示されている整備内容シートで再開発事業というのは不要ではないかというようなことだったように思いますけども、その辺を補充して頂きたいと思います。

今本委員

書き方がちょっと悪かったかもわかりません。本来、ダムなり堰というのは、調節能力として、目的とする数値より1割か2割大きければ、その方が万が一の時にも運用しやすいわけです。ところが、天ヶ瀬ダムの場合には、既設ダムですから、極端に言えば、天端の余水吐を利用しないことにはある一定の流量しか吐けないこととなります。では、余水吐を利用したらどうなるのかといいますと、これまではできるだけそういうことを利用したくないということで避けてきました。けれども、構造物としては万が一のためを考えてそういうものがあるわけですから、それを利用することもあり得るのではないかと思います。トンネルを掘ったり、新たな工事をしたりということについては、また新たな問題が生じますので、その時になって考えないといけないことです。

それから洗堰の方は、全開した時がその堰の放流能力になるわけですがけれども、当然下流側の水位等、或いは琵琶湖の水位に支配されるわけです。その場合に、特に下流の一部だけ堤防を強くしても、或いは河道を掘り下げても意味がないではないかと、一連区間の整備でないといけないのではないかとという意見もあります。しかし、私は、もし放流が長引いたり、或いは予定よりもたくさんの水が流れたりした時、少しでも被害がなくなるようにということと、既に掘削が半分されている状態でこのままおいておくということは、かえって偏流を起こしたりいろいろする可能性がありますので、瀬田川での河道掘削と堤防の補強をよしと考えたのですが、このところは確かに議論して出した結論ではありませんので、議論する余地はあると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

1点ご質問させて頂きたいのですが、1ページ目の最後のパラグラフにあります、制限水及び放流操作規定の見直しのところです。これは、天ヶ瀬ダム及び洗堰という2つの施設がありますけれども、これは両方それぞれこういったことが考えられるのではないかとというご指摘だと思っていてよろしいのでしょうか。

洗堰の方につきましては、琵琶湖というのは非常に大きなものです。中・短期の気象予測の進歩というのは確かにあるのですがけれども、これは短期というのか中期というのかわかりませんが、数日先のことはわからないという状況です。琵琶湖の水位を下げるというのは、数時間単位ではなくて、数日単位でないとなかなか下がらないということで、この気象予測の技術の進歩と合わせて考えた時にも、これを有効に利用するのは、琵琶湖に関しては難しいというのが私の感覚なのです。一方、天ヶ瀬ダムの方は、この気象予測の技術の進歩というのを取り入れる余地はあるのかも知れないというような思いで今お聞きしておりました。

今本委員

私も数値的に検討したわけではありませぬので、感覚で物を言っている部分が確かにあります。しかし、琵琶湖の場合でも天ヶ瀬ダムでも同じです、事前放流を活用することに

よって、現在ある能力をもっと発揮できないだろうかと考えました。特に天ヶ瀬ダムについては、1つの洪水の後、すぐ制限水位を保つように水位を下げるということにしておりますけれども、それはその後にもまた雨が続くのであれば確かに必要です。しかし、琵琶湖周辺では浸水に泣きながら、天ヶ瀬ダムは堂々と制限水位を守っているのか。確かに天ヶ瀬は直下に宇治市という人口の稠密地帯がありますから、そう軽々しくできるとは思っていません。しかし、それでももっと有効な方法というのがあるのではないかと考えますと、単に規定に縛られて、やるかやらないかはともかくとして、検討くらいはしてもらいたいという気持ちはあります。ただ、これを変えようとしたら、いろいろな方の同意も要るでしょうし、そう簡単に変えられるものではないということもわかっております。それでもなおかつこういうことも視野に入れた検討をして欲しいということです。

琵琶湖は大きいということは、その琵琶湖のかわりをするのは、人間がつくったダムで簡単にできるものではないということも確かです。

榎屋部会長代理

実は、ここの会場は今日は 17 時までしか使えないということになっております。これから先の部会の進め方について時間をもちたいと思いますので、部会長どうぞよろしくお願いいたします。

寺田部会長

いろいろ検討段階の問題点について意見交換をしたいと思っているのですが、残念ながら今日は時間がありません。

今後の部会の審議の持ち方についてお諮りをしたいと思います。基本的には時間がありませんので、私の方で考え方を示したいと思います。ご理解頂きたいと思います。

資料 3 のスケジュールのところをもう一遍見て頂きたいと思います。今日の午前中に運営会議がありました。運営会議で今後の進め方についての大体のスケジュール等が決まりまして、最初にも申し上げましたように、9月5日に委員会がありまして、そこで河川管理者の方から第3稿、第3稿というのは、いわばこの委員会に示される最終案なのです。これまでの第1稿、第2稿を経て、議論を経て、そしていろいろ検討、修正してこられた最終版としての第3稿が示されます。

9月5日の委員会は、第3稿の説明を受けるということが主体となります。それを受けまして、これまで、今日もこうして議論をしてきました部会で進めてきた第2稿及び整備内容シートについての検討について、第3稿の内容を十分に踏まえて、やはり修正、補充等をしなくてはいけない部分が出てくるかと思えます。もちろん他の部会もそうですが、その作業を行って、それを10月29日に確定をさせようと思えますと、基本的にはどこかで議論をしなくてはいけないということになります。委員会で全部にわたって議論はできないので、基本的には運営会議で議論をするという方針が決められました。そして、実際に文書にするための作業を、前の提言の時と同じように作業班をつくって、そして運営会議での議論を文章に反映させるというようにするという事です。それで、まず運営

会議がこの9月5日の後の9月27日に開くということが決まりました。それからもう1回は10月17日。この2回の運営会議での議論を踏まえて、その運営会議の前後に作業班が作業を行って、そして流域委員会の最終意見書案をつくって、それを全委員に事前配付をした上で、10月29日に確定するというスケジュールが決まったわけです。

淀川部会としましては、9月5日の委員会の後、9月27日に運営会議が開かれるまでの間に、できれば部会を1度は開催をしたいというのが私の考え方です。それから、もう1度9月30日の委員会の後に10月17日に運営会議が開かれますが、その9月30日から10月17日までの間にやはりもう1度できれば、これは最終案的なものを部会として検討すると、部会としての意見を出せるようにしようということで、この間にもできれば部会としての審議をやりたいと思っています。

その2回ともを部会とするのかどうかは今のところは決まっておりませんが、基本的には、部会の意見書というものをつくらないといけませんので、そういうことを主眼とした形で、1回は検討会、もう1回はこの公開の場での部会として開催をさせてもらいたいと思います。

時期は、今申し上げたような時期に、皆さまのご都合をお聞きして、できる限りたくさんの方が出席できる日を選んで、そして開催をさせてもらいたいと思っております。そういう方向で特にご異存がなければご了解を頂きたいと思っておりますが、特にご意見があればおっしゃって頂ければ、まだ7、8分ありますので、いかがでしょうか。

今日もこういう部会の、これまで検討してきた過程での河川管理者とのやりとりといたしますか、我々が考えているところの不十分なところの指摘も頂きましたし、逆にこちらの方からの問題提起もできましたし、こういう形のもを本当はこういう公開の場での部会として、できればあと数回できれば本当は一番よいと思いますけども、それをやるにはちょっと時間的余裕がありませんので、2回を開くのもなかなか大変かも知れませんが、できる限り部会での議論というものを、だれでもが聞いて頂けるような場でやらせてもらいたいと思います。

としますと、次の部会が部会としては最終部会ということになるわけです。それは今申し上げたように9月中旬か10月中旬かどちらかにそういう部会を開催させて頂きたいと思っております。もう1回は部会内の検討会として部会の意見書案とりまとめのための作業をやりたいということで、いかがでしょうか。そんなことでよろしいでしょうか。

今本委員

この淀川部会としての意見書もまとめるのですか。

寺田部会長

それは淀川の守備範囲についてのものは一定つくって出さないといけないと思います。

今本委員

なるほど、わかりました。これをつくるとなったら、またその、今の担当の分を寄せ

集めるのか、或いは1本にするためにそういう作業を伴うのか。そこまでは要らないでしょうね。

寺田部会長

それは、今日一応中間的なとりまとめがありますね。これに今度第3稿の内容を十分読みこなして、その付加、修正するもの、訂正するものを各班でやって頂いて、各班で整理をして頂くというようなことになるでしょうね。

今本委員

わかりました。

寺田部会長

それでは、そういう方向でやらせて頂くということでお願いします。

榎屋部会長代理

本日は一般傍聴者からの意見聴取というのをすることになっていまして、あと時間がちょっとないのですが、お1人かお2人かちょっと意見がある方があったら手を挙げて頂きたいと思います。

傍聴者(畑中)

畑中と申します。三重県青山町から来ました。川上ダムが建設中のところです。

一言言います。今日のとりまとめ状況の報告の中で、原田委員の方から報告がありました。大筋として賛成です。それで、中止する可能性も視野に入れた総合的な検討をさらに継続して頂きたい、このように希望を申し上げて発言といたします。

傍聴者(千代延)

吹田市の千代延です。

手短かに申しますけども、今日は日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに移したらという話がありましたけど、第2稿の中でも利水に関しては、精査という言葉が非常にたくさん入っております。私どもとしては、今まで河川管理者としてはダムをつくるが水は要りませんかというような姿勢で水道事業者とか地方自治体に言ってこられたと思いますけども、財政的にも大変な赤字、国全体が何百兆というような負債を負っております。それから、環境上もこれ以上負荷を課せられないという状況の中では、国土交通省には完全に姿勢を変えて頂きたいのです。「基本的にはこれ以上ダムは作りません。従って、利水についてもこれ以上の要求にお答えすることはできませんので、それぞれの水道事業者、自治体の方は、工業用水とか農業用水の振り替え、或いは雨水の利用とか節水というような他のことにもっと力を入れてやってもらいたい。そうしないと、国土交通省としては、今までのように何でもやってあげますからとにかく出したいものがあれば出しなさいというようなわ

けにはいきません。」というように姿勢を完全に切りかえて頂きたいということを国土交通省にお願いします。この淀川部会にそのことをお願いするのがよいのかどうか、ちょっと私はわかりませんが、その転換を強く国土交通省に打出して頂きたいと思います。

榎屋部会長代理

ちょうど時間になりましたので、他にご意見を出される方はないようですので、これで淀川部会を終わりたいと思います。長時間ありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、第22回淀川部会をこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、次回淀川部会の関係としましては、8月30日の1時半から大阪会館にて、「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 No.3」というのが開催される予定です。こちらの方にもご参加頂きますようよろしくお願いいたします。

また発表者の方もまだ若干余裕がありますので、ご希望の方はお申し出下さい。よろしくお願いいたします。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することを お伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。